

## 第12回産業建設常任委員会会議録

- 1 開会日時 令和元年12月10日（火）午前10時0分
- 2 閉会日時 令和元年12月10日（火）午前11時54分
- 3 会議場所 議会委員会室
- 4 出席委員  
4番 佐々木雄司君      6番 保田 守君      8番 治徳 義明君  
10番 行本 恭庸君      14番 佐藤 武文君      18番 金谷 文則君
- 5 欠席委員  
なし
- 6 紹介議員  
9番 原田 素代君
- 7 説明のために出席した者  
市 長 友實 武則君      副 市 長 前田 正之君  
副 市 長 川島 明昌君      産業振興部長 有馬 唯常君  
建設事業部長 杉原 洋二君      赤坂支所長 土井 常男君  
熊山支所長 矢部 恭英君      吉井支所長 是松 誠君  
農 林 課 長 矢部 勉君      商工観光課長 大崎 文裕君  
地域整備推進室長 菊地 良典君      建 設 課 長 福圓 章浩君  
赤坂支所 産業建設課長 森本 一也君      熊山支所 産業建設課長 光田 尚人君  
吉井支所 産業建設課長 中務 浩行君
- 8 事務局職員出席者  
議会事務局長 元宗 昭二君      主 幹 黒田 未来君
- 9 審査又は調査事件について
  - 1) 議第61号 赤磐市下水道事業の設置等に関する条例
  - 2) 議第62号 赤磐市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例
  - 3) 議第63号 赤磐市下水道条例の一部を改正する条例
  - 4) 議第64号 赤磐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
  - 5) 議第65号 赤磐市水道条例の一部を改正する条例
  - 6) 議第77号 赤磐市伝統的家屋活用交流施設条例の一部を改正する条例
  - 7) 議第79号 赤磐市熊山英国庭園条例の一部を改正する条例
  - 8) 議第80号 赤磐市是里ロッジ条例の一部を改正する条例
  - 9) 議第81号 赤磐市交流促進センター条例の一部を改正する条例
  - 10) 議第82号 赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例の一部を改正する条

例

11) 請願第8号 30年来の人権侵害、健康被害、財産権の侵害に、誠実な対応と謝罪を求める請願

12) その他

10 議事内容 別紙のとおり

午前10時0分 開会

○委員長（佐々木雄司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから第12回産業建設常任委員会を開会いたします。

初めに、友實市長より御挨拶をお願いしたいと思います。

○市長（友實武則君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 友實市長。

○市長（友實武則君） 皆様おはようございます。

今日は、12月で本当に慌ただしい時期となってまいりました。にもかかわらず、第12回産業建設常任委員会をお開きいただきまして、まことにありがとうございます。

挨拶に先だって、先般の事件についておわびを申し上げます。

職員が背任容疑で逮捕という、あってはならないことが起こってしまいました。これについて、市民の皆様及び議会の皆様に大変な御心配、そして不信感を抱かせるということになってしまい、まことに申しわけございません。心よりおわびを申し上げます。

今後、この事件について真実、事実を突きとめまして、また市民の皆様、議会の皆様にお伝えすることをやっていきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

そして、きょうの産業建設常任委員会への案件でございますけども、令和元年度12月定例議会に上程させていただいております議案の審査あるいは令和元年事業の進捗状況等について御審査をいただくことになろうかと思っております。慎重なる審査の上、適切なる御決定をいただきますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（佐々木雄司君） ありがとうございます。

それでは、これから委員会の審査に入りたいと思っております。

当委員会に付託された案件は、議第61号赤磐市下水道事業の設置等に関する条例から請願第8号30年来の人権侵害、健康被害、財産権の侵害に、誠実な対応と謝罪を求める請願までの11件であります。

それでは、議案の審査に入りたいと思っております。

議第61号赤磐市下水道事業の設置等に関する条例及び議第62号赤磐市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の2件を一括議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） それでは、議第61号赤磐市下水道事業の設置等に関する条例また議第62号赤磐市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例2件について補足説明をさせていただきます。

令和2年度より地方公営企業法に規定する財務規定を適用するものでございます。

これは、平成27年1月27日付で総務大臣より公営企業会計の適用の推進についての通知を受けまして、本市の下水道事業においても企業会計を適用し、貸借対照表、損益計算書などの財務諸表を作成することで資金、資産を正確に把握するという目的でございます。具体的な内容といたしましては、議第61号では事業の設置、法の財務規定などの適用、経営の基本、重要な資産の取得及び処分、議会の同意を要する賠償責任の免除、議会の議決を要する負担等寄附の受領、財務状況説明書類作成などの規定を定めているものでございます。

次に、議第62号につきましては、利益の処分の方法、積立金の取り崩し、資本剰余金等の規定も定めております。これは、赤磐市におきましては、既に水道事業で企業会計を導入しております。基本的には、これと同様に扱うというものでございます。

補足説明は以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部からの補足説明がありました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆様方の中で、質疑がありましたらお願いいたします。

保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 県下の自治体のこの財務規定の適用状況などを聞かせてください。それと、今のこの財務規定を適用した場合のメリットというのはどういうものでしょうか。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 県内の自治体の下水道事業の財務諸表の適用状況でございますが、既に岡山市、津山市、備前市、瀬戸内市、美作市などでは既に適用されていると情報を集めております。また、これのメリットでございますが、先ほども申しましたように貸借対照表、損益計算書などの財務諸表の作成によりまして経営状況、資産、こういったものが適切な把握ができると、これが可能になるということでございます。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか質疑ありますでしょうか。

保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 62号のほうの剰余金というので、これは今現在うちの市ではどのぐらいの剰余金があるんですか。今はどういう状況ですか。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 剰余金の額につきましては、9月の議会でも報告をさせていただきましたとおり、昨年度決算ではまず3つございます。

農業集落排水事業、これとそれから公共下水道事業と下水道基金といわれる3種類ございま

して、農業集落排水では540万円程度、公共下水道事業のほうでは1,150万円程度、下水道基金といたしましては1億8,000万円程度という状況でございます。詳細な額につきましては、今の段階で把握、確認はできませんが、ざっと10万円単位ではそのくらいになるという状況でございます。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） この議会の議決があったら使用できるというようなことをここに書いておられるんですが、これは金額の上限というものは別に定められてはいないんですか。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 額の上限につきましては、定められてはいません。

○委員長（佐々木雄司君） いいですか。

そのほか委員さんのほうで質疑はありますでしょうか。

ございませんでしょうか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） なければ、これで質疑を終了したいと思います。

続きまして、議第63号赤磐市下水道条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） それでは、議第63号につきましてはです。

下水道条例の一部を改正する条例、新旧対照表では119ページとなります。

まず、改正の趣旨につきましては、本会議場でも説明をさせていただきましたとおり、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律、これの施行によるものでございます。改正後は、成年被後見人の方々の人権が尊重されるとともに、成年被後見人であることを理由に不当な扱いを受けないようにするという取り扱いをするものでございます。

施行につきましては、令和2年1月1日を予定しております。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さんの中で、質疑がありましたらよろしくお願いいたします。

質疑ありませんでしょうか。

○副委員長（保田 守君） よろしいか。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 後見人の適用状況というのはわかりますか、今現在。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 適用状況というのは、済みません、業者に対する適用ですか。それとも県下の中での。

○副委員長（保田 守君） 県下の中で。

○建設事業部長（杉原洋二君） これは、国の制度の改正を受けてによるものでございます。県下の状況といたしましては、9月に県から各自治体に通知を受けております。県下では、この12月、3月、そして来年度中にはほぼ全域においてこういった制度の更新の条例改正が行われてるとい情報は把握しております。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） よろしいですか。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか質疑はありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） なければ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第64号です。赤磐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） それでは、議第64号道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の補足説明をさせていただきます。

新旧対照表は121ページとなります。

改正の趣旨につきましては、本会議場で説明させていただいたとおり、占用料金を国が示すガイドラインに合わせて変更するものであります。歳入確保を考え、占用料金は現状の約8割程度を基準として変更し、その後他市の動向を注視しながら段階的に国が示すガイドラインに合わせていく予定としております。

施行は令和2年4月1日の予定にしております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐々木雄司君） ありがとうございます。

執行部からの説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆様方の中で、本件について質疑がありましたらよろしくお願いたします。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） もう一度確認をさせてください。

国のほうから3年ごと改正のガイドラインが示されているということですが、してこなかった理由をもう少し詳しくお願いたします。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） 今までしてこなかった理由につきましては、他市の状況を注視しながらということです。他市の状況につきましては、数年前まではそういう改定をしていない市がたくさんありましたけれども、今現在は赤磐市とそれから新見市が残っているだけとなっておりますので、他市の状況が改定に向けて進んできてますので、赤磐市も改定をしていこうと考えた次第であります。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 改正をしなかったことによって、どこが不利益を講じたんでしょうか。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） 不利益をこうむったというのは、赤磐市としては不利益はこうむってありません。これも必ず改定しないといけないというものではございませんで、一応ガイドラインがありますので、国はそれに合わせていこうということを示しておりますけれども、必ずしも実行しないといけないというものではありません。赤磐市として不利益を生じてるものではございません。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） よろしいですか。

そのほか質疑はありますでしょうか。

○副委員長（保田 守君） はい。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） これの対象物件の数ほどのぐらいあるんでしょうか。それと、これによる収入はどのぐらい入るんですかね。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） 占用物件の数量につきましては、大まかなもので言いますと電柱が約5,000本、電話柱が約3,000本、電柱、電話柱から出てる架空線が約450キロメートル、それからガス管は約250キロメートルとなっております。それから、今現在占用料の収入につきましては、今年度予算で約3,000万円程度となっております。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） これは規定外のことなんかかもしれませんが、これはどこへ立ててもこの金額ということが基本ですよ。不思議に思うんですが、この決まりというのは同じ面積を1本建てたら電柱についたら同じ面積ですが、これが赤磐市のここらでも、岡山市の駅前でも、同じような現実に合う金額なんですか。その辺が、いやひょっとしたら、そういうところが土地の価格が高いところは埋設するのに値段が高いのかなとか違いがあるのかなとか思うんですけど、そういうことは一切ないんでしょうかね。

○委員長（佐々木雄司君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） 赤磐市の中ではどこに建てても同じ金額ですけども、岡山市になると土地の評価額が高いですので、当然占用料金も高く設定されてるはずですよと考えております。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 赤磐市でも個人のところ、土地とか田んぼとか宅地の中とか電柱やこうがあると思うんですけども、そういうものの金額というのは対個人と中電の話で決まってるものでしょうが、こういう公的なもののこれがもとになって金額的なものが出るんでしょうか。

○建設課長（福圓章浩君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 福圓建設課長。

○建設課長（福圓章浩君） 個人と民地と中電であるとかNTTの占有料につきましては、うちのほうでは把握できておりません。申しわけありません。

以上です。

○副委員長（保田 守君） よろしい。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか、委員さんのほうで質疑ありますかでしょうか。

大丈夫ですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終了したいと思います。



続きまして、議第65号赤磐市水道条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） それでは、議第65号水道条例の一部を改正する条例、新旧対照表では、127ページになります。

改正の趣旨についてですが、水道法の一部改正によるもので、宅内の給水装置工事、いわゆる宅地内の水道工事であります。これについては、従来更新制がなかったことから、水道の業者さんのほうの営業実態、こういったものの把握が困難でございました。これにより更新制を採用することで実態把握と給水装置工事業者の資質向上を図るというものでございます。更新制の導入に伴いまして、第30条の中に更新手数料2万円を追加するというものでございます。その他の項目につきましては、水道法、上位法の一部改正に伴います条ずれの字句訂正となっております。

施行につきましては、令和2年1月1日を考えておるという次第でございます。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部のほうから説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さんのほうで質疑がありましたらお願いいたします。質疑ありませんでしょうか。

保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 登録業者数というのが現在どのぐらいあって、これによってまたどのぐらいになるのかというのと、今メリット言われたんですけど、住民にとってメリットはどのようなふうなことがあるんでしょうか。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 赤磐市の現在の登録業者数でございますが、9月1日現在、これで246者ございます。住民へのメリットでございますけども、更新制、現在5年を考慮しております。住民へのメリットといたしましては、この間の廃業とか経営状況、こういったものが業者さんにおいても変化してまいります。こういったことにより、これを届け出制でもって把握することで不許可を与えたりというようなことから、不良業者の排除によりまして質の向上が図られるという点で住民へのメリットがあると考えております。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 新しい業者さんがどのぐらいふえると思われませんか。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 新規の業者さんにつきましては、現段階でどのくらいふえるかという数字のほうはつかんでおりませんが、今赤磐市内で営業されてる業者さんはほぼほぼ全部登録をされておりますので、こういった方が新たにふえるというのはないのではないかと  
いう状況でございます。

以上です。

○副委員長（保田 守君） わかりました。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） ほかになければ、これで質疑を終了したいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） じゃあ、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第77号赤磐市伝統的家屋活用交流施設条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 有馬産業振興部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第77号赤磐市伝統的家屋活用交流施設条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明がありますので、担当課長より御説明申し上げます。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） それでは、議第77号赤磐市伝統的家屋活用交流施設条例の一部を改正する条例について補足説明をさせていただきます。

この条例の一部改正につきましては、赤坂適塾にかかわるものでございます。都市住民と地域住民の交流活動の拠点として、地域の活性化と活力あるまちづくりを行うため設置されたものでございます。令和元年10月1日の消費税等の引き上げに伴い、施設維持管理経費の増加に対応するため、使用料の改正を行うものでございまして、10円未満の端数につきましては切り捨てることとしております。

施行につきましては、令和2年4月1日を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部の補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

質疑ありますでしょうか。

保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 赤坂適塾ということなんですけど、これは年間でいうたらどのぐらいの人が、赤磐市の事業の中で利用されてると思うんですけども、どのような事業で寝起きするということであそこを使われとんでしょうか。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 事業というところはちょっと把握ができておりませんが、宿泊者数については昨年度82名の御利用がございました。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） その82名の方というのは、どういう内容の人ですか。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 内容につきましては、一般の宿泊者でございまして、大人が25名と子供が24名とあと移住・定住の関係のおためし住宅の利用、こちらのほうが16世帯33名ございました。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） あそこをおためし住宅に使用したということなんですか。別な場所ですら仮にあそこへ最初に泊まったとかというようなことなんですか。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） おためし住宅であそこを利用されたということです。

以上です。

○副委員長（保田 守君） はい、わかりました。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか委員の皆さん質疑ありますでしょうか。  
ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） ほかに質疑がなければ、これで質疑を終了したいと思います。  
よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） それでは、これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第79号赤磐市熊山英国庭園条例の一部を改正する条例を議題とし、これから

審査を行いたいと思います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 有馬産業振興部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第79号赤磐市熊山英国庭園条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明がありますので、担当課長より御説明申し上げます。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） それでは、議第79号赤磐市熊山英国庭園条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

熊山英国庭園につきましては、全市域における環境整備を推進するとともに、自然へのいたわりを通じて自然との共生を楽しみ、もって人と人との協調性を高めた心豊かなまちづくりを推進するため、設置されたものでございまして、この条例の一部改正につきましても先ほどの条例改正と同じく消費税率等の引き上げに伴い使用料を改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部の説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さんの中で、この件につきまして質疑はありますでしょうか。

○委員（行本恭庸君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 現行と改正後の基準額が変わると、これの計算内容はどういうことでしょうか。

○委員長（佐々木雄司君） 答弁を求めます。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 計算方法につきましてですが、今現在例えば3,000円の使用料というところが税込みになってございます。こちらを旧税率1.08で割りまして、消費税をのけた利用額になります。これに新税率1.1を掛けたもの、これが3,055円になりますが、10円以下の端数切り捨てというところで、新料金が3,050円になるものでございます。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） よろしいでしょうか。

そのほか委員の皆さんの中で質疑ありますでしょうか。

治徳委員。

○委員（治徳義明君） 今回の改正で1,000円を1,010円とか、そういうふうな細かくやられて

るんですけども、もう少し1,000円を1,100円とか、そういうふうな検討みたいなことはされたんでしょうか。どんなんでしょうか。利用する側としましては、1,010円とかというふうな形の中で違和感があるんじゃないかなとは思いますが、その辺をどういうふうにお考えでしょうか。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 治徳委員の質問にお答えいたします。

施設の維持管理につきましては、利用者負担である使用料と税金で賄われております。こういったところで、増税部分につきましては市のほうで全体的な取り組みとして消費税アップ率の2%というものを展開するような考え方で進めております。ですので、1,100円であるとか、そういう極端なアップといいますか、利用料金の設定ではなく2%アップ分というところで検討をしております。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） いいですか。

○委員（治徳義明君） よろしいです。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか質疑ありますかでしょうか。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） なければ、これで質疑を終了したいと思います。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） これで質疑を終了いたします。

続きまして、議第80号赤磐市是里ロッジ条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部からの補足説明がありましたらお願いいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 有馬産業振興部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第80号赤磐市是里ロッジ条例の一部を改正する条例につきまして補足説明がありますので、担当課長より御説明申し上げます。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） それでは、議第80号赤磐市是里ロッジ条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

是里ロッジにつきましては、観光振興及び都市との交流促進を目的として設置されたもので

ございます。

この条例の一部改正につきましても、先ほどの条例改正と同じく消費税等の引き上げに伴います使用料を改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部からの補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さん方の中で、本件につきまして質疑がありましたらよろしくお願ひいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） ないようですので、これで質疑を終了したいと思います。

続いて、議第81号に参ります。

赤磐市交流促進センター条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部からの補足説明がありましたらよろしくお願ひいたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 有馬産業振興部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第81号赤磐市交流促進センター条例の一部を改正する条例につきまして補足説明がございますので、担当課長より御説明申し上げます。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） それでは、議第81号赤磐市交流促進センター条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

この条例の一部改正は、布都美林間学校にかかわるものでございます。布都美林間学校につきましては、都市との交流活動を通じて活力のある地域づくりを行うことを目的として、都市生活者と地域住民の交流活動の拠点として設置されたものでございます。

この条例の一部改正につきましても、先ほどの条例改正と同じく消費税率等の引き上げに伴い使用料を改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部からの補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さん方の中で、この件について質疑がありましたらよろしくお願ひいたします。

よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） なければ、これで質疑を終了したいと思います。

続きまして、議第82号赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例の一部を改正する条例を議題とし、これから審査を行いたいと思います。

執行部からの補足説明がありましたらよろしくお願いたします。

○産業振興部長（有馬唯常君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 有馬産業振興部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） 議第82号赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例の一部を改正する条例につきまして補足説明がございますので、担当課長より御説明申し上げます。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） それでは、議第82号赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例の一部を改正する条例について補足説明させていただきます。

この条例の一部改正は、リゾートハウス是里にかかわるものでございます。

都市との交流事業を通じ、活力ある地域づくりを行うため、都市生活者と地域住民の交流活動の拠点とすることを目的に設置されたものでございまして、この一部改正の条例につきましても先ほどの条例改正と同じく消費税率等の引き上げに伴い使用料を改正するものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○委員長（佐々木雄司君） 執行部からの補足説明が終わりました。

これから質疑を受けたいと思います。

委員の皆さん方の中で質疑ありましたら、よろしくお願いたします。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） ちょっとお伺いたします。

是里リゾートは、結局最近地域の皆様とか、いろんな行政もそうなんでしょうけども、努力されて黒字になってきてると、こういうふうにお伺いをするんです。皆さんの御努力があつて黒字化、それは間違いないんでしょうか。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 皆さんの努力によりまして黒字化ということで把握をしております。

以上です。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 先ほども言いましたけども、先ほど高目の例を出させていただいた

けなんですけども、要は3,000円を3,050円、2,000円を2,030円、1,000円を1,010円とかというふうな小刻みなアップをされているということで、対外的なことで考えていけばそのまま据え置きも選択肢としてはあるかなと思うんですけども、先ほど2%一律上げるんだと、こういうことなんですけど、その辺は対外的にはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） 全市的な取り組みで料金改正に着手しております。そういったところから今回使用料の改正をお願いしているというようなところでございます。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） よろしいですか。

そのほか委員の皆さん方の中で質疑がありますでしょうか。

質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） ないようでしたら、これで質疑を終了したいと思います。

それでは、ただいまから本委員会に付託されました議第61号赤磐市下水道事業の設置等に関する条例から議第82号赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例の一部を改正する条例までの10件につきまして採決したいと思います。

採決につきましては、一部一括採決したいと思います。よろしくお願ひいたします。

まず、議第61号赤磐市下水道事業の設置等に関する条例及び議第62号赤磐市下水道事業の剰余金の処分等に関する条例の2件を一括して採決したいと思います。

これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第61号及び議第62号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第63号赤磐市下水道条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第63号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第64号赤磐市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第64号は原案のとおり可決すべきものと決しました。



続きまして、議第65号赤磐市水道条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第65号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第77号赤磐市伝統的家屋活用交流施設条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第77号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いてまいります。

議第79号赤磐市熊山英国庭園条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第79号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議第80号赤磐市是里ロッジ条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第80号は原案のとおり決定すべきものと決しました。

続いて、議第81号赤磐市交流促進センター条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第81号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議第82号赤磐市農村型リゾート宿泊体験施設条例の一部を改正する条例について、これを原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立全員です。したがいまして、議第82号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願の審査に入りたいと思います。

請願第8号30年来の人権侵害、健康被害、財産権の侵害に、誠実な対応と謝罪を求める請願を議題とし、審査をしたいと思います。

ただいま紹介議員がこちらのほうに来られていらっしゃるしまして、説明をしたいという申し出がありました。これにつきまして、皆さん方の御意見をお伺いしたいと思います。

賛成の方は御起立をお願いしたいと思います。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 賛成反対同数なので、委員長裁決という形になります。

私も説明をお聞きしたいと思いますので、そのようにさせていただきます。

○紹介議員（原田素代君） 委員長の許可をいただきましたので、貴重なお時間で簡潔に説明をさせていただきますとっております。

既にお配りさせていただいておりますように、この案件は非常に長い期間、市の対応に対して多くの名誉を踏みにじられ健康被害も受け、人権侵害を受けてきたという切実な訴えに基づく請願でして、議会のほうとしてそういう思いを受けとめて、市側に対して市がきちんと30年来の労苦を受けとめ、そして謝罪をする、そういうことをしていただくように議会として図っていただきたいとっております。

その書類にございますように、平成元年、実質的には平成3年から赤坂地区大苧田というところで圃場整備が始まりました。この申し出をされてる苧田征三さんって方は当時県庁の職員でいらっしゃいました。県庁の職員として事務上に瑕疵があって、それを指摘したということからこの案件が始まりました。それによって、例えば4,700万円ぐらいの当初の圃場整備に関する補助金などが要するに不正だと認められた結果、受け取れなくなった、そういうことに対して、当時の赤坂の職員は県庁のほうに乗り込んでいって、苧田征三たる者がわけのわからんことをして迷惑をされると、苧田征三をやめさせえというような恫喝をするという、とても稚拙な、それも人権無視の対応を重ねられてきました。ここの後ろにB4で2枚物の資料を入れておりますが、語り尽くせない御苦勞があったということ、これを目にしていればわかっていただけだと思います。はっきり申し上げて、当時の赤坂町長はきちんと書面でおわびを出したり、それから苧田さんに対して、難波町長名でこのことについては紙上をもって貴殿への謝罪を行うという書類も現にあります。要するに、苧田さんたちはこの30年間さまざまな迷惑行為を受けてきました。娘さんの墓まで壊されるという耐えがたい苦痛、そして今同席されている妻ですが、私彼女と実は知り合いだったんです、こうなる前に。大変聡明な方だったんですが、精神障害の手帳1級を持たざるを得ない、そういう困難な状況に追い込まれて生活をしていらっしゃる。ここで簡単に出ていますが、具体的な請求はお金を一銭も求めておりません。3点です。

圃場整備の中で外周決定がなされず着工した、それから補助金の過大算定をしていたこと、それから苧田氏の圃場の畦畔を壊したこと、この3つが実質的な被害をこうむっています。その中で30年来、赤坂町の当時の職員の暴言や人権侵害、人権無視の言葉を浴びて健康被害にまで及んだ、このことについてはしっかりと議会としても受けとめなければいけないと思いま

す。現在の赤坂町の担当者は非常に心を砕いて対応されていたようですが、残念ながら市長との面会がかなっていないそうです。最低、この30年間の御苦勞に於いて、市長は直接訴えをお聞きになり、そして謝罪をきちんとされることが本来の人権宣言を出した赤磐市としての当然の行為ではないでしょうかというふうに思っております。まして、このことについては、県のほうもさまざまな対応をしているようです。そこに提出しました資料に目を通していただいて、議会としてこの苧田さんの30年来の訴えをしっかりと受けとめ、市がきちんと謝罪をし、説明責任を果たすように求めていただきたいということをこの請願で訴えておりますので、よろしく御配慮をお願い申し上げます。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） ただいま紹介議員からの説明が終わりました。

紹介議員に対しましての質疑がありましたらお受けしたいと思います。

○委員（治徳義明君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 確認をさせていただきます。

私も資料を読まさせていただきましたけれども、現在、過去、法的措置はとられてるのでしょうか。その確認だけさせてください。

○委員長（佐々木雄司君） 紹介議員、原田議員。

○紹介議員（原田素代君） 法的措置はとっておりません。この間、それぞれの町長、市長に申し入れをしましてまいりました。裁判は行っておりません。

○委員長（佐々木雄司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 読まさせていただいた資料を見る限り、ハラスメントであるとか、そういった人権侵害、そういったことがあるのであれば法的な措置をとるのが当然だろうと思うんですけども、なぜとらなかったと理解されたのでしょうか。

○委員長（佐々木雄司君） 紹介議員、原田議員。

○紹介議員（原田素代君） 私も全く同感です。ぜひ裁判に訴えるべきだというふうにアドバイスも申し上げましたが、こういうふうに言われました、苧田征三さんは。私にはこの妻がいる。それから、息子さんもまだ今就職ができていない状態で、俺はこういう家族を抱えているので、裁判に踏み切るに至らないと。それはそれは苦しいつらい思いだろうと思います。誰かがかわって裁判ができませんから、当事者の中ではそういう苦痛と苦渋があるということをお察しいただきたいと思います。

○委員長（佐々木雄司君） よろしいでしょうか。

○委員（治徳義明君） よろしい。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか質疑がありましたら、お受けしたいと思います。

○委員（金谷文則君） はい。

○委員長（佐々木雄司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 請願の内容を見ると、先ほど治徳委員のほうも言われたように、これは明らかな犯罪で、こういう請願が正規に出てくることは市のほうが、というか町からの流れで市に引き継いどるわけですけど、犯罪を犯しとるというふうに自分たちが思われとるんですかね。ここへこんなもんが出てきて、ずっといきさつまであって、それから今原田さんのほうから説明を受けたようなことが本当に事実であれば大変なことで、そういうふうに思っとられるのであれば、ちゃんとこうやって請願が出てきたことに対して我々もいろいろ知らなきゃいけないけど、そうじゃないということであれば右も左もどちらの主張も言われとるということになれば、それを何か確定して、それでその確定されとんのにそれをやらないということであれば、我々が請願を受けて、そういうふうにみんなにお願いをするということが必要だろうと思うんですけど、一方的などっちかの今の話になつとるので、これは今ちょっと請願をすぐ受けるとかという形じゃなくて、その前の話をしっかりしてもらって、よく話をしてもらわないといけない。それで、私もすぐ隣接してるところで、苅田征三さんとも息子さんとも皆さんともずっと話をしてるし、ほかの地域の方とも同じ地元の人とも話をしているいろいろ聞いてるんです。話がそれぞれが二分をされてるんで、ここに趣旨ということで書いとられるんですけど、最終的には何がしたいのかという内容を見ると誠実に謝罪をすることを求めとるということが一つだろうと思うので、誠実に謝罪をすることとは間違つとるということを認識しない限り、その謝罪をすることもないというふうに私はこれを見て思うんですが、先月の広報、そこへは市長の名前で大苅田の圃場整備について苅田さんのほうは苅田さんに対しての謝罪を求めておるんですが、この圃場に関係してきた人たちに対して、長いこと時間がかかったので申しわけないなというふうなわびがあったというのは事実だろうと思うんですが、今のここへ原田さんが紹介議員として今の苅田征三さんのほうから出てきとる内容からすると、とんでもない、それこそ犯罪行為をしとることについてということだろうと思うんで、それがどうなのかはわからないのに、ちょっとここで私が請願をはい、賛成です、反対ですというふうなことに、私はいかないし、それから数字が一応表紙のほうに書いてるのは4,700万円というのを書いてあるんですが。

○委員長（佐々木雄司君） 原田さんへの質疑……。

○委員（金谷文則君） いやいや、紹介議員の発言です。4,700万円っていう補助金が失われたと書いてあるんですが、この参考資料の中を見ると4万7,449円をというようなことがあったりするんですが、ここら辺はどういうことなのか説明をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木雄司君） 紹介議員、原田議員。

○紹介議員（原田素代君） 4,700万円というのは、この圃場整備に係る全体の金額です。4万7,000円というのはペナルティーがかかったと、要するに不正行為があったので、今回ペナルティーとしてその金額を請求されたという、補助金を出す側から請求されたということで

す。それともう1つ、金谷委員のほうからおっしゃられた事前の話の問題なんです、残念ながら事前の話ができない状態にきてるということがここに書いてありますけど、総務課職員、これは弁護士の方ですけど、こういうふうに言ってるんです。荻田氏から異議申し立てがあった場合は昔のことなのでわからない。市としては何もできないと対応するのが一番よいのかもしれない。謝罪するのであれば、荻田氏から異議申し立ては行わない、裁判はしない等の書類をもらうべきである。荻田氏が心変わりし、裁判になったとしても、そういう書類があれば裁判が有利となる、こういうアドバイスをいただいているわけです。とても事前の話し合いに持っていける状況ではないと私は思いましたので、議会として率直にこの問題を受けとめて市に対する要望、もしくははっきり言えば金谷委員がおっしゃるように犯罪行為も含まれますから、それに対してはしっかりと向き合わなきゃいけないのではないかと考えております。

○委員長（佐々木雄司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） ありがとうございます。

この請願の審査をどういうふうな形で進めていけばいいのかがわかりませんが、私のこれに対しての質問というか、じゃなくて意見としてははっきり言うて、ここへ書いてんのが犯罪ならもう警察のほうにでもお願いをしてしっかりやってもらおうと、我々がこれをやるようなことにはいかんと思うんです。それが私の意見です。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか紹介議員さんに対しての質疑がありましたらお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） ないようでしたら、これから委員の皆様方の本請願に関しての御意見を伺いたいと思います。

治徳委員から行本委員、佐藤委員、金谷委員という順番で意見をお伺いしたいと思います。

それでは、治徳委員、御意見のほうをお願いいたします。

○委員（治徳義明君） ありがとうございます。

市議会として受理されてるので、請願としては成立するのかもしれませんが、私個人的な見解としましたら、30年前の出来事のこの案件がもう請願にはなじまないと、こういうふうを考えます。先ほど御質問させていただいたとおり、法的措置なりをしっかりとやられればよろしいんだろうと思っています。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 私も治徳委員と同様で議会というものは警察でもなければ裁判所でもないわけですから、うちの議会でどうこうああしなさい、こうしなさいというようなことにはならない話なんで、もともとこの内容的なものは確かに圃場整備と色々な問題があって起きたということは十分わかりますけれど、そういうところでやっていただかないとこれをイエス

かノーかというようなことを問われても、議会としては治徳委員も言われたけど、請願としては取り扱いをされとるけど、なじまないと私も思います。

以上です。

○委員（佐藤武文君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武文君） この大苧田の圃場整備の事業に対しては、いろいろな問題があったということについては詳細については私は聞いておりませんが、問題があったということについては聞かせていただいております。しかしながら、この事業については既に圃場整備の事業が済んでおる。また、登記も済んでおるといふようなことの報告もいただいております。そのようなことの中で、当委員会において、この人権問題について審査あるいは人権問題についての扱いは私は産業建設常任委員会ではやるべきではない。人権問題については、専門機関もごさいます。そういうところで、御相談をさせていただいて人権問題についての解決を図っていただきたい。要するに、我々の委員会ではこのことについては扱えないのではないかと私は思っております。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 先ほどから3人の委員の方もおっしゃられてるように、私も問題は人権的な問題というような大変大きなことであって、ここの産建でこの圃場整備のことについてというのはいくらも私も何回かこの委員会ですらちゃんと進めてくれとかという話も何回もやらせていただいとるんです。それよりか、もう先ほど言いましたように、刑事的なものが、警察が本当なら入ってでもやるべき、それから裁判ですらやってはつきりしていただくということが必要なんだろうと思います。ですから、ここでこれについての請願で賛成、反対ということは私はできない。だから、どっちかいうと今言われたように、請願にはなじまないものだというふうには思いますので、御意見として言わせていただきます。

○委員長（佐々木雄司君） 保田副委員長。

○副委員長（保田 守君） 私も話を聞いて30年も前のことなんで、この書かれとること自体の事実というの調べるようがないですよ、私たちでは。皆さんの意見と同じなんですけど、請願としてなじまない、ここで賛成、反対で決めるべきもんじゃないと思うんですけど、今までの首長がどなたも話を聞いてないということでしたので、私はその話を聞いてどうこうしろというんじゃないんですけど、今までの積年のものが詰まっていますよね。それで、市長としては、今までの市長さんも何も結論出してないのに、自分の結論も出すわけにもいかんということもわかりますけど、お話を聞くぐらいは、赤磐市民の1人の方に寄り添って話を聞いてあげるといふことはできるんじゃないかなと。それは個人がどう考えるかは私にはわかりませんが、私だったらお話を聞いてあげて、この話を墓まで持っていけえいうて突き放すようなこと

は私はしたくない。そういう、それによってどうこうなるというんじゃないですけど、その人の気持ちになって考えてあげてほしいと思います。請願についてはそういうことです。

○委員長（佐々木雄司君） 御意見ありがとうございました。

それでは、これから請願の採択を行いたいと思います。

請願第8号30年来の人権侵害、健康被害、財産権の侵害に、誠実な対応と謝罪を求める請願について、これを採択することに賛成の方は御起立をお願いします。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木雄司君） 起立少数です。よって、請願第8号は不採択とすることに決定しました。

以上で当委員会に付託された議案の審査は全て終了いたしました。

次に、閉会中の継続調査及び審査についての御確認をお願いしたいと思います。

お手元に配付しております継続調査及び審査一覧表のとおり、議長に対し、閉会中の継続調査及び審査の申し出をしたいと思いますが、これでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） それでは、このように申し出をいたします。

次に、閉会中の委員派遣についてお諮りいたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため、委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し、委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） それでは、そのようにさせていただきます。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） それでは、そのようにさせていただきます。

次に、そのほかに入りたいと思いますが、これより休憩をとらせていただきまして、11時15分から再開したいと思います。

午前11時5分 休憩

午前11時15分 再開

○委員長（佐々木雄司君） 再開いたします。

休憩前のその他の項目に入りたいと思います。

その他で委員さんまたは執行部のほうから何かありましたら挙手をお願いします。

○農林課長（矢部 勉君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） それでは、産業振興部の資料をごらんください。

農林課、その他になります。

まず、1ページでございます。

その他について、7件御報告いたします。

まず、(1)の令和元年度岡山県うまいくだもの推進大会でございますけれども、ピオーネ、オーロラブラックの生産意欲高揚と生産技術向上を図り、高品質果物の生産と供給力拡大を進めるため本推進大会が開催されており、今年度はごらんのように開催されております。各受賞につきましては、赤磐市内生産者の方5名の方が入賞されております。

それから、目線を下のほうに移していただきまして、次に(2)でございます。

パスクラサンの収穫体験実習についてでございます。昨年に続きまして、瀬戸南高等学校の生徒により市特産品の一つでありますパスクラサンを課題とし、研究の一環で収穫体験を行っております。

それから、次の2ページをお開きください。

(3)の狩猟期間についてでございますけれども、今年度も11月15日から狩猟期間を迎えておりますので、市の広報紙で野山に出かける際の注意喚起を行っております。

それから下の(4)でございます。

地域おこし協力隊の退任についてということで、現在地産地消コーディネーターとして活動していただいております山本隊員が令和2年1月19日をもって、任期満了により退任の予定となっております。

それから次に、下に行きまして(5)は11月の常任委員会で御依頼を受けておりました令和元年産水稻の作付面積及び予想収穫量等についてでございます。関係資料を次のページからおつけしておりますが、あとツキノワグマとそれから農業振興基本計画も続けて資料を出していきますので、この後2ページには戻りませんので、御容赦ください。

それでは、3ページをごらんください。

中四国農政局によります10月15日現在の岡山県の作況でございます。

作付面積は前年比較で100ヘクタールの減少、作柄の概況につきましては、赤磐市が含まれます県南におきましては予想収量が10アール当たり525キログラムで、作況指数は98でございます。ちなみに、昨年同時期の予想収量は528キロで、作況指数99でございました。今年度はウンカの発生が認められまして、当市では8月と9月に防災無線等で呼びかけを実施いたしまして、被害はごく最小限で済んでいるとのことでございます。それから、他市では相当の被害が確認されたと聞いております。

以上が本年の岡山県の作況でございます。

それから、4ページをお開きください。

この資料は県の農業再生協議会によります令和2年産の主食用米の作付に関します情報とい



うことでおつけいたしております。令和2年産の県下の生産量の目安が指標として示されておりますので、御参照いただけたらと思います。

関連ページで5ページも主食用米以外の作付の交付金の金額ということで、これは今年度ベースなんですけれども、資料としてつけております。

それから、次の6ページをごらんください。

令和元年11月25日、斗有地内ツキノワグマ出没状況でございます。

これは6ページ、7ページが関連ページになりますけれども、この情報は11月23日に住民の方が柿の収穫中に動物の爪跡と思われる傷が木についているのを発見されまして、市に通報が寄せられたものでございます。専門家によりますと、大きな動物の爪跡であるとの所見でございましたので、ツキノワグマによる爪跡の疑いがございまして、市民の安全を第一に考え、防災無線による注意喚起の呼びかけを行いました。また、同地区内におきましては、注意を促す看板の設置を行っております。

それから、最後の農業振興基本計画につきましては、資料がかわります。右肩に資料1と書いてあるものをお開きください。

まず、資料1でございますけれども、9月末に実施いたしましたアンケート調査の集計となっております。

1ページから14ページは生産者の方からいただいた集計でございまして、15ページから以降は非農家の方からいただいたアンケートの集計となっております。生産者につきましては、農家様から抽出しまして総数1,000通をお送りしました。459通の御回答をいただいております。非農家の方は無作為抽出で、総数1,000通をお送りしまして、449通の回答をいただいた集計でございます。

回答の内容でございますけれども、3ページをごらんください。

3ページをごらんいただきますと、後継者につきましてはいるという回答は3割程度で、6割以上の方がいないとの回答でございまして、改めて担い手の確保は大きな課題であると捉えることができます。

また、4ページの下グラフを見てください。

円グラフですけれども、所有の農地を今後も自作で耕作したいという方が6割という高い割合でございまして、営農につきましては今後も継続したいという思いを強くお持ちと考えられます。

それから、次のページ、5ページの上をごらんください。上のグラフです。

赤磐市では主な作物が水稲、果樹、野菜でありまして、出荷先は割合の大きなところでは農協、これは下のグラフですけど、農協直売所、市場という順でございまして。また、10年後についてはどうだろうということで、次の6ページ、7ページあたりでございますけれども、この回答は離農や不明というお答えが6割から7割を占めておりまして、経営自体につきましても

同様の傾向が伺えます。将来において、不安を抱えておられる農家の方が多い状況と考えられます。

それから、9ページをお開きください。

担い手確保や育成において必要と思われる方策でございますけれども、新規就農者のための支援、経営の安定化、後継者対策や販路開拓等の割合が多い傾向でございます。

また、次の10ページをごらんください。

10ページで、地域農業存続において重要と考えられていることが農業者の確保、それから価格の安定化が大きな割合となっております。

それから、次の11ページでございますけれども、市の農業の方向性として付加価値や地域特性を生かした作物、栽培等となっており、販売促進には販路拡大、ブランド化、加工事業者との連携等も必要という傾向が強でございます。そして、これからの農業政策に期待されることは、担い手対策、農作物の価格安定化、ブランド化、販路開拓等につきまして多くの方が求められている傾向でございます。

なお、非農家の方のアンケート調査でございますけれども、これは15ページからになりますが、16ページをごらんください。

16ページの下側のグラフをごらんいただきますと、食の安全につきまして9割を超える方が関心をお持ちの傾向でございます。

また、17ページをごらんいただきますと、約9割の方が農業は重要な産業と認識されております。一方で重労働や収入面での懸念もございます。

また、18ページから20ページにおきましては、農産物の地産地消、それから購入におきまして地域の活性化につながるという御意見、それから新鮮さ、食味、安心・安全の傾向は高く、購入について重要な要素として考えられております。

それから、最後の24ページでございます。

24ページをごらんいただきますと、消費者においても地域特性を生かした農業、それから担い手確保の期待というのは、高い傾向でございます。ということで、アンケート調査の集計は、中間報告ということで資料1でまとめております。

それから次、右肩資料2と書いてある資料をごらんください。

赤磐市農業振興基本計画のこれは抜粋になりますけれども、まず赤磐市の農業の現状及び課題でございます。2ページにつきましては、各作物の販売額でございますけれども、各年の比較となっております。

それから、3ページから18ページまで少々飛びますけれども、担い手の高齢化や農地、経営体の状況を統計的に整理しております。特に果樹の販売額が多いため、その品目によりまして各比較を行っております。

今後、目指す将来像や目標を整理してまいります、20ページをごらんください。

課題を以下のように分析しております。左からごらんいただきまして、農業事業の安定化を図ることを目標としまして、経営面と担い手支援の面の2つを軸に進めてまいります。

そして、それら課題に対する施策案を21ページに上げております。

次の22ページ、23ページでは、課題と施策を整理しており、販売額、労働力、経営面、担い手のことを記述いたしました。これらによりまして、24ページ、25ページにお示ししますように、将来像、目標等を上げております。現在、素案として、このような整備を進めているところでございますが、引き続き市内生産者を初め、多くの関係者の方々に赤磐市農業の新たな可能性を感じていただけるよう農業振興基本計画を策定してまいります。

農林課からは以上でございます。

○委員長（佐々木雄司君） ありがとうございます。

ただいまの件につきまして委員の皆さん方から質疑を受けたいと思います。

質疑ありますでしょうか。

○委員（金谷文則君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） じっくりまた資料を見させていただきたいとは思いますが、先ほど説明があった水稲が赤磐の中心になつるとということで、生産量とそれから作況指数と説明があったんですけど、赤磐市で今例えば98%だ、96%の作況指数を言われとんですけど、100%っていうのはじゃあ10アールあたりは大体幾らで思われて、どの品種でやられての収量になるんかというようなことと、それからあと農業振興基本計画の中間報告というのを見させていただいてる中で、これは2015年ぐらいまでの数字がほとんどですよ。それから以降っていうのは、特にいろんな問題があって、台風やいろんなことがあったりしております。特に2016、17、18、ことしは2019ですから、少なくとももう少し新しい数字を使ってやらないと傾向は多分こういう傾向なんだろうと思うんですけど、もっと激しい傾向が出てきてるんじゃないかなと。これの出した数字、傾向を見て、いつの時点のものを目標として今度は定めていくのか、それをちょっと説明をいただきたいと思います。

○委員長（佐々木雄司君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの金谷委員の御質問でございます。

まず、作況のところですけども、作況指数については10アール当たりの収量割る平均収量掛ける100という計算式は皆さん多分御存じだと思うんですけども、岡山県においては98とかそういう作況指数になってますけども、これが結局98というと、95から98はやや不良ということになっておる。それから、99から101というのは平年並みという数字でございまして、その上が102から105でやや良とか、106以上は良です。

○委員（金谷文則君） 課長、そういうのを聞いてるわけじゃない。

○委員長（佐々木雄司君） もうちょっと簡略的に御説明いただいてよろしいでしょうか。

○農林課長（矢部 勉君） 新種については、ちょっと出ておりません。

○委員（金谷文則君） じゃあ、済みません。

○委員長（佐々木雄司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） いや、収量が例えば515キロとかというふうなことで数字を96とか98とかでやられとんですけど、この辺でつくってる米の種類によっては今の10アール当たりの基本になる収量っていうのは決められてる、大体収量として決められてるわけでしょう。そうすると、収量がその種類とか、それから県南とかということでもありますけど、赤磐の場合だったらどうなのかな。何キロかというのははっきりしとんで、515キロとかっていう数字が出るのであれば、もう少し赤磐のことを数字からすると、それと違ってることがあるんじゃないかなと思うので、お聞きをしています。

それと、もう1つは年度が2015年までの数字であらわされてますけど、もう既にそれから先4年が経過したわけですから、もう少し新しい年度の数字を使ってやらないと、随分違ってきとんじやないかなというふうに思うんですが、違ってないというのであれば、それで結構ですし、それからその出たこれをいつの年度のいつの年のやつに目標を定めてやってるのかというのを教えてくださいということです。

○委員長（佐々木雄司君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの、まず作況のところでございますが、ちょっと品種はこの資料ではわからないので、申しわけありません。

それで、基本計画のほうの年度のお話ですけれども、これは統計が5年前に出てますので、ちょうどそのはざまになっております。それで、一番新しいところをつまむと2015年あたりになってしまうので、そういう統計をベースにしていることになります。

それと、あと基本計画というのはやはり10年先、最低でも10年先を見込んで目標を立ててまいりますので、そういうことで進めております。

以上でございます。

○委員（金谷文則君） 最後1つ。

○委員長（佐々木雄司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） お答えいただけてるんですけども、赤磐市として計画を立てていくのであって、コンサルの方をお願いをして、どこでもやろうと、どこでも合うようなものと言うちゃあ悪いんだけど、そこで求める数字っていうのは5年ごとの2015年までしかないということです。ですから、赤磐市の農業振興計画を立てていったりするのであれば、赤磐に即したものをやらないと、A市に持っていってもB市に持っていっても合うような計画、それをちょっといらうようにしか見えないようなものでは、本当の赤磐の農業に対しては難しいと私はこれを見て思います。こうやってやってくださるのは、すごくわかりやすくなってくるとは思うんですけど、本来ここの赤磐市で、じゃあどれだけの米のどういう品種のものができて、その

価格も全く違うわけですから、そういうことをきちっと把握した中で説明をしていただかないと、赤磐市の本当の農業政策を決めていく、この会議、この委員会なんですから、ちょっとお粗末になるのかなと。せっかくやってもおくらせておくらせて、また後手後手で、またそれに調べるっていうお金をつぎ込むようなことになりゃあせんかなというのが心配でお聞きをしております、5年おくらせてるやつで10年先っていうたら5年先のことしかできてないわけですから、それはちょっと何か意味がないなというふうに思いますが、いかがでしょうか。最後にお願いいたします。

○委員長（佐々木雄司君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの金谷委員の御意見は、もっともだと思えます。できるだけその数字的にあらわせるものはあらわしていきたいなどは考えてるんですけども、どうしても統計的に出てこない数量っていうのもあると思えますので、その辺は御容赦いただけたらと思えます。

以上でございます。

○委員（金谷文則君） ごめん、最後にもう1個。済みません。

○委員長（佐々木雄司君） 金谷委員。

○委員（金谷文則君） 私がお願いしたいのは、人のふんどしで相撲をとるんじゃないかと、赤磐市が必要ならば赤磐市独自で数字を毎年でもとっていくという姿勢が僕は要るんじゃないかなと思うので、あえてしつこく言って、ずっと同じことを私はそれに近いようなことはずっとやってきてるので、自分たちで自分たちの町の農業政策をつくっていく、そのためには自分たちで足を運ばないといけないし、数字を見ていかないと本当の農業政策はできないと思うんです。だから、申しわけないけど、みんなで作っていく、みんなで動くんだ、みんなで調べるんだ、そして政策をするんだというのをしていただかないと、赤磐の農業なんて何もできませんよ。よそと同じことをやっとなんか意味がないと思うんで、それだけお願いをしたい。できてないということを今言われたんで、今後はやっていただきたいなというふうに思いますが、最後にそれだけお答えをいただければ結構です。

○委員長（佐々木雄司君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまいただいた御意見肝に銘じてやってまいります。頑張ります。よろしく申し上げます。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか。

治徳委員。

○委員（治徳義明君） 赤磐市農業振興基本計画（案）についてお伺いいたします。

赤磐市の現状及び課題という項目がたくさんあるんですけども、違うのかもしれませんが、鳥獣被害対策なんかは現状と課題というのは持っているのでしょうか。無視しても構わない案件なのでしょうか。その確認です。

○委員長（佐々木雄司君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの治徳委員の鳥獣被害対策の計画でございますけれども、実はこの鳥獣被害につきましてはアンケート調査などをやっている最中ということを前御報告したと思います。その今度延長として、そういう被害対策の計画を立てていこうということになっておりますので、それもまた別のところでやっていきますので、御安心ください。  
以上です。

○委員長（佐々木雄司君） 治徳委員。

○委員（治徳義明君） 要は、農業振興基本計画案にはもう必要ないという、と申しますのが、農林水産省なんかは鳥獣被害対策について就労意欲を減退させる大きな数字以上の大きな課題であるという、こういうようなコメントまで出しているような案件をこの振興計画案に、いや別ですからみたいな話なんでしょうか、その辺を。

○委員長（佐々木雄司君） 矢部農林課長。

○農林課長（矢部 勉君） ただいまの治徳委員の御意見でございますけれども、鳥獣被害対策はかなり重要なことと考えております。ですので、これについてはまたもう少し時間をかけてやっていかなきゃいけないし、そのアンケートにつきましても単年度だけで終わらないんです。複数年度でやっていかないと傾向などが出ないので、この農業振興基本計画の進捗とはちよっと別になってしまうので、2つ分けて考えてるということでございます。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか質疑ありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） ないようでしたら、執行部の方でそのほかありましたらお願いいたします。

○商工観光課長（大崎文裕君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 大崎商工観光課長。

○商工観光課長（大崎文裕君） それでは、商工観光課のほうからその他のほうで御説明をさせていただきたいと思います。

産業建設常任委員会資料8ページをお願いいたします。

6、その他、(1)是里ワインフェストについてでございます。

10月の常任委員会において開催の御案内をさせていただいておりましたとおり、令和元年11月17日に岡山農業公園ドイツの森で開催され、約2,000人の来場者がございました。是里ワインの新酒などの無料試飲や販売、地域出店者などによるグルメ販売、バルーンアートショーなどのステージイベントなどで賑わっております。当日の様子を添付しております。御確認いただけたらと思います。

続きまして、資料の9ページをお願いいたします。

(2)2020あかいわ賀詞交歓会についてでございます。

令和2年1月9日に市内の中小企業や自営業者等のネットワークづくり、行政との情報交換などを目的に山陽産業会館2階イベントホールを主会場に赤磐商工会と共催で交歓会を開催する予定でございます。資料のほうの10ページにチラシを添付しておりますので、後ほど御確認いただけたらと思います。

続きまして、(3)熊山英国庭園クリスマスコンサートについてでございます。

令和元年12月15日に地域の活性化や熊山英国庭園への誘客を目的に市内中学生の吹奏楽や幼稚園児による合奏などのコンサートが行われる予定でございます。また、12月8日から12月30日までの間、庭園を彩るイルミネーションが点灯される予定と聞いておりますので、御案内をいたします。

資料の11ページ、こちらのほうにチラシを添付いたしておりますので、後ほど御確認ください。

以上で説明を終わります。

○委員長（佐々木雄司君） 説明が終わりました。

委員さんのほうで質疑がありましたらお願いいたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） 質疑がないようなので、これで今の件につきましては終わりたいと思います。

続きまして、委員さんのほうから、ごめんなさい。

有馬産業振興部長。

○産業振興部長（有馬唯常君） それでは、私のほうからA4横のサイズで表題が平成30年度第2次赤磐市総合計画実績についてという1枚物の紙をお配りしておるかと思っております。そちらのほうをごらんください。

第2次赤磐市総合計画の改訂に関しまして、9月、11月の常任委員会で経過などを説明させていただきまして、委員の皆様からも御意見をいただく機会を持たせていただきました。現在、第2次赤磐市総合計画一部改訂（案）が議案上程され、総務文教常任委員会で審査が行われているところでございます。ここでは、第2次総合計画の中で平成27年度から令和元年度までを実施期間として前期基本計画に示している事業の実績について、本委員会が所管する目標指標の平成30年度末での実績、これをこの資料に取りまとめております。第2次赤磐市総合計画の後期基本計画はこれらの実績値をもとにして目標指標を設定させていただき、令和6年度までの取り組み内容を示しているところでございます。

以上、報告とさせていただきます。

○委員長（佐々木雄司君） 説明が終わりました。

この件につきまして、委員さんのほうから質疑がありましたらよろしくお願ひいたします。  
質疑ありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） わかりました。質疑がないようなので、これでこの件につきましては終了したいと思います。

続きまして、委員さんのほうから何かその他でございましたらお願ひいたします。

行本委員。

○委員（行本恭庸君） 市長にもお尋ねしたいんじゃないけど、産業振興部のほうはいろいろ施策があつて事業の推移があるわけですけど、建設の関係からいうと下水道はなかなか思うようには進みようらんと、それからもう1つは一番問題は私はここで指摘したいのは生活道、例えばネオポリスにとつても山陽団地にとつてもしかりじゃけど、はあもう40年も50年もたつたところでもほとんど普及なんかできてない。やつと去年だったか、桜が丘東4丁目の辺で、舗装200メートルとかやったから、また続いてやるのかなと思うたらそれっきりでナシのつぶて。そういう市民に対して生活道路、これの舗装がかなり傷んでると思う。そこらのところを全然予算化されてない、言うちゃ悪いけど。どう考えとんですか。ほかの確かに子育ての問題とか子育てするならあかいわ市じゃというようなことをキャッチフレーズに上げて、それで住民をふやすという政策、それもいいですよ。だけど、そういうことばっかしが目立って、一般の市民に対してのサービスというのが生活道路一つにしても、舗装が傷んでるところもたくさんあると思う。全然そういうところへ予算いかんというたらどうということですか。それで、建設やこう毎年毎年10%近いぐらいの数字で圧縮、圧縮で、一番圧縮するのはしやすい場所じゃああるかもしれん。農業政策というんじゃないけえ、そんなに圧縮かけたりしたんじゃない、それこそ叱られるじゃろうから。じゃけど舗装、もうちょっと辛抱してください、もうちょっと辛抱してくださいでずっと今までやってきとんと思う。そこらの基本的なある程度のバランスを考えて予算をしてくれんと、どんどんどんどんふえる、今の社会情勢で仕方がない部分も認めるところはありますけど、それでも、日が当たらんような政策じゃ困るんで、そこらはどう思われとんですか。私も沼田のところをしょっちゅう通って帰りようからわかるんじゃないけど、橋が進入路のところ、用水のところにかかるところがめげてそのまま。それで職員に聞きゃあ、もうちょっと待ってください。予算のほうもいろいろありますんで言うから、予算でももう少しそういうところは何かあつたときにはすぐ手当てができるような予算をある程度のものは持たせとかにやいけんのんじゃないか。何もできんじゃないけえ。年度末になつて入札残が出てからやつとそれで手当てしようかというようなやり方じゃあいけんのんじゃないけえか。どう思われますか。

○市長（友實武則君） はい。

○委員長（佐々木雄司君） 友實市長。



○市長（友實武則君） 行本委員の質問で、まず舗装の修繕についてですけども、桜が丘、特に東、西については御案内のようにひび割れや亀甲状に割れているところ、現場がたくさんあることは承知しております。地元からの要請もあります。そういったところへの対応を順次やっているところですよ。考え方としては、よくあるのが路線を決めてここからここまで舗装の打ちかえを大規模でやるというようなやり方もあるんですけども、残念ながら大規模にやるにはそれなりの事業費がかかります。そういったところから、局部修理、そういったことを中心に地域の方からそういったところを指摘していただいて、そこに対して局部修理を実行するというので、町内会長や自治連合に協議をさせていただいております。地元のほうからもそういうやり方で仕方がないけども、危険なところを中心に早急な対応をしてくれという要請に応えながら、事業をさせていただいております。

それから、各地区の代表の方からも市役所の職員に要望したときに予算がないからといってお断りを受けたということを私もたくさん聞いてます。職員に対しては、予算がないからできないというのは断るのに便利がいい、そういう使い方でお断りするのはやめてくれと、そういうことじゃなく、必要なところには必要な事業費を投入するという考えでしっかりと説明をするよう職員には心がけるよう指示をしているところでございます。しかしながら、まだまだお金がないということで断り口上を言うことが私の耳にも入っております。そういうことをイの一番に言うことを避けるよう徹底をさせていただきますので、御理解ください。よろしく願います。

○委員長（佐々木雄司君） 行本委員。

○委員（行本恭庸君） 今市長からそういう答弁をいただきました。それなら、部長に聞くけど、要望を地元要望でずっと出してこれとるわな。全部わしは知るわけじゃねえけど、うちの部落でさえようわからんような状態ですけど、要望しとつてもできてねえのがかなりわしはあるんじゃないかと思うけど。今の市長の答弁じゃったら、そういうところをあんたがもうちょっと元気出して予算つけてすりゃあできるように聞こえたんじゃないけど、やってもらえますか。

○建設事業部長（杉原洋二君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 杉原建設事業部長。

○建設事業部長（杉原洋二君） 地元からの要望、これが上がりましてなかなか実施できてない案件でございますけども、昨年度末約市内全域では30億円程度あるという数値をつかんでおります。これを実現していくためには、やはり予算、これは当然財源確保が必要となってまいります。市のほうといたしましても、予算がないからできないのではなく、限られた予算の中で有利な財源を使う、そしてまた工事の実施方法、工夫をしながら残土でありますとか、施工内容、施工工程の見直し等でコスト縮減、削減が図っていけるようなものも進めていきながらやっていかなければならないと認識をいたしております。全部できるかということに対しま

しては、地元のほう御理解をしていただかなければならない問題があるのも現実でございます。一度つくったものをなるべく長く、そして施設の長寿命化をしていく工夫等踏まえながら、策を講じていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（佐々木雄司君） そのほか委員さんのほうから何かありますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木雄司君） それでは、ないようなので、以上をもちまして第12回産業建設常任委員会を閉会したいと思います。

閉会に当たりまして、川島副市長より御挨拶をお願いしたいと思います。

○副市長（川島明昌君） 委員長。

○委員長（佐々木雄司君） 川島副市長。

○副市長（川島明昌君） 本日は、お忙しいところ、第12回産業建設常任委員会を開催いただきましてありがとうございます。

委員会に付託されました議案につきましては、慎重なる審査をいただきましてありがとうございます。

その他、御意見をいただいた課題につきましては、業務の執行の中でいろいろ検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（佐々木雄司君） ありがとうございます。

これで、本日の委員会を閉会したいと思います。

委員の皆さん、お疲れさまでした。

午前11時54分 閉会